

ガソリン等を容器で購入すること等について

【ガソリンの危険性】

ガソリンは、揮発性が高く引火点も -40°C で小さな火源でも爆発的に燃焼する物質です。またガソリンの蒸気は空気より重く、くぼみ等に溜まりやすく離れたところにある火源（ライター等の裸火、静電気など）によって引火する危険性があります。

【ガソリン等の取扱い】

★ ガソリン

1つの場所でガソリンを40リットル以上200リットル未満、容器等で保管する場合は、消防署への届出が必要です。この場合、条例による基準に適合する建物等で保管しなければなりません。

★ 灯油

1つの場所で灯油を200リットル以上1000リットル未満、容器等で保管する場合は、消防署への届出が必要です。この場合、条例による基準に適合する建物等で保管しなければなりません。

【ガソリンスタンドの皆様へ】

- ★ ガソリン等の容器への詰め替えは、消防法令の基準に適合した容器を用いて行ってください。
- ★ ガソリンを小分けで販売する際は、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成をしてください（消防法で義務づけられています（令和2年2月1日施行）。）。
- ★ 不審者を発見した場合は、警察へ通報してください。

【ガソリンをガソリンスタンドで購入される皆様へ】

- ★ 身分証の提示（運転免許証の提示など）や使用目的を問われますので、ご協力をお願いいたします（ガソリンの適正な使用を徹底するため、消防法で義務づけられています（令和2年2月1日施行）。）。
- ★ 消防法令の基準に適合した容器で購入してください。
- ★ 乗用車等で運搬する場合、最大容積が22リットル以下の金属製容器でなければなりません。
- ★ 灯油用プラスチック容器ではガソリンを購入することはできません。
- ★ セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。

《ガソリン用金属製容器の例》

消防法令に適合した容器には矢印のような表示があります。

